

平成26年9月5日
自動車局整備課

離島の車検に係る負担の軽減について

- 離島での車検は、本土等にフェリーで自動車を輸送するなど負担が大きく、従来より負担軽減を求める声が強かったため、今般、次のとおり負担軽減のための対策をとりまとめました。

対策1 ニーズに応じた出張検査の実施

実施場所や回数の増加、実施時期の調整等、島民のニーズを適切に踏まえ、出張検査の機会拡大を図ります。

対策2 車検を受けられる期間の延長

車検証の有効期間の満了前に、有効期間を失わずに車検を受けられる期間を現在の1ヶ月から2ヶ月に延長します。

対策3 災害特例の柔軟な適用

台風によりフェリーが長期間欠航する場合等に車検証の有効期間を延長します。延長は、欠航の状況等に応じ弾力的に行います。

対策4 相談窓口等の設置

地方整備振興会において島民の方々向けの整備に関する相談窓口や、出張検査時の臨時相談所を設置します。

- これらの対策により、島民の方々の車検を受ける機会が拡大し、負担軽減が図られるものと考えています。
- これらの対策は、この秋から準備を整えて、速やかに実施します。なお、車検を受けられる期間の延長は、省令の改正等が必要なため、平成27年4月から実施する予定です。

問い合わせ先

国土交通省自動車局整備課 堀江・塩田

TEL（代表）：03-5253-8111（内線）42402

FAX : 03-5253-1639